

ご意見・ご質問

取組方針 (1)多様な分野との連携

個別方針 ②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備

実施取組 「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」

【ご意見・ご質問】埼玉県アドバイザー派遣の内容（アイデア／論点）で必ずしも窓口の設置に固執せずともよい。とあるが、どこに行けばよいかを明確にした窓口があった方がよいと思うが。

【回答】今後の検討会議にて参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】包括的な支援体制検討会議における行政管理課長の役割は何か。専門部会に行政管理課などの管理部門職員がいないので、役割は大きいと思うがどうか。

【回答】今後の検討会議にて参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】中核市となり、多様な支援体制が重要である。窓口の名称例えば「福祉相談室」誰もが見てわかるようにお願いします。

【回答】今後の検討会議にて参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】新庁舎での連携各課のフロア配置に配慮がありとても良いと感じました。

【回答】-

【ご意見・ご質問】相談体制の連携が相談者にとって見えない状況で、問題の解決に当たり、たらい回し状態になっています。市役所に相談に行き、包括を紹介され、社協に行くように言われたという事象があります。

【回答】今後の検討会議にて参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】福祉活動をしている現場担当者を委員として参加させては。民生委員 児童委員 地域 値域包括センター 町会会員 3者の代表が参加することによって、市の施策がより効果的に実施されると思います。情報の迅速な収集とともに、直接的なコミュニケーションが図れます。また、そのことによって行政からの指令指示が的確に伝わり、活動がしやすくなると思います。※川口市の自治基本条例の社会福祉を遂行するために、3者は主要な立場にある。何故ならば、企業でいえば現場の管理監督者という立場にあり、住民の状況をそれなりに掌握・反映できると考えるからです。

【回答】今後の検討会議にて参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】各相談支援機関が関係する他分野の機能や支援内容を共有することが重要であり「包括的な支援体制検討会議」及び「専門部会」の設置に向け大きく前進したと評価できる。今後は支援体制整備案の作成に関わる検討経過を随時報告されたい。

【回答】今後も随時ご報告申し上げます。

【ご意見・ご質問】 ワンストップ的な制度に進んでいくとよいですね。

【回答】 今後の検討会議にて参考とさせていただきます。

取組方針 (2)「地域コミュニティの創造・強化」

個別方針 ⑤地域福祉実践体制の強化

実施取組 「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

【ご意見・ご質問】 実施取組欄の下段に「負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に…」と記載があるが、他市事例の調査の進捗状況は。

【回答】 他市の事例を調査、検討した結果、民生委員・児童委員の負担軽減を図る一つの手段として、令和元年12月から「民生委員協力員」制度を導入いたしました。

【ご意見・ご質問】 「民生委員協力員」制度導入。負担軽減と将来的候補者にもなりえることから推進願います。

【回答】 今後とも「民生委員協力員」制度の周知及び推進に努めて参ります。

【ご意見・ご質問】 新型コロナによる体調急変に対する見守りも必要です。

【回答】 民生委員・児童委員の見守り活動については、感染予防・拡大防止を優先し、無理のない範囲での活動に務めるよう徹底して参ります。

【ご意見・ご質問】 民生委員協力員制度を活用して民生委員の負担を軽減することにより民生委員を継続していただくようつとめる。

【回答】 今後とも「民生委員協力員」制度の周知及び推進に努めて参ります。

【ご意見・ご質問】 充足率の向上と伴い実際に委員が活動しやすいたいせいも考えていけないと思います。個人情報の問題もありますが。

【回答】 今後の参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】 民生委員協力員の立ち位置は。協力員の人選は。委員の不足・定員充足率を補うものか（委員と同じ扱い or 委員の助手）

【回答】 民生委員協力員制度は、協力員を必要とする民生委員・児童委員と一緒に活動するうえで信頼できる人（委員1人につき1名）を設置できる制度です。協力員は民生委員活動に対して補佐・協力するものであり、あくまでも活動の中心となるのは民生委員・児童委員となります。

また、協力員は民生委員・児童委員の定数（充足率）を補うものではございません。

【ご意見・ご質問】 民生委員は住民の身近な相談の窓口になっています。休日に訪問することもしばしばあります。雨降りや酷暑の世帯調査の期間を考えていただけたら助かります。

【回答】 今後の参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】 民生委員児童委員の業務は、時代とともに内容が変わってきました。俗に言われる「生活保護」のみの時代から、今日は、生活福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉と、多岐にわたった職務となっています。このような中での対応は、失礼ですが未経験者（福祉に携わった人は少ないと思われる）にとっては、上記の各種問題は重荷になると思います。民生委員児童委員の退任の多くは、こんなはずではなかったという

ことではないでしょうか。①推薦時の説明と、現実との乖離に戸惑い悩む。②今日も経験主義が継続され、研修が十分でないのでは。が挙げられます。この状況に対応することによって理解が深まり、退任者の減につながるのではと思います。

【回答】今後の参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】候補者の推薦団体である町会・自治会も役員の確保に苦勞している状況から、不足する地域を対象に行政が民生委員・協力員の公募を行うなど、町会・自治会と連携した人材確保策を検討する必要がある。

【回答】今後の参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】興味関心があってもその任が務まるかどうか不安を持っているため、申し出を躊躇する方々もいると思います。協力員という制度はとてもよいと思います。

【回答】－

取組方針 (4)地域の見守り活動の推進

個別方針 ①地域ぐるみの防災・防犯の取組

実施取組 「福祉避難所の整備」「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

【ご意見・ご質問】福祉避難所の確保計画はあるのか。(年間の協定締結数)

【回答】福祉避難所の確保計画は、現在のところございません。今後とも事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。

【ご意見・ご質問】福祉避難所の開設運営については、災害の規模にもよるが、震災か風水害かなど災害の種類にもよると思う。運営マニュアルに反映できるものなのか。

【回答】今後の設置・運営マニュアルの改定時に反映を検討してまいります。

【ご意見・ご質問】福祉避難所の整備及び民間福祉施設との避難協定の締結推進しながら市民にもPRが必要である。

【回答】市HP等機会を捉えながらPRに努めて参ります。

【ご意見・ご質問】避難所での肺炎予防として口腔ケアは重要で政府から歯科医師派遣要請が発令された事もあります。このような場でも歯科医師会と行政の連携を強化しなければなりません。

【回答】今後の設置・運営マニュアルの改定時に検討してまいります。

【ご意見・ご質問】もっともっと民間福祉施設を増やさないとだめだと思います。

【回答】今後も機会を捉えながら協定締結施設の確保に努めて参ります。

【ご意見・ご質問】他施設の受入れ訓練の継続と物資自体が避難所に整備していくこと(実際に物資移動ができるか)

【回答】今後も福祉避難所開設訓練の継続と訓練時に物資搬送や受入れ訓練を実施して参ります。

【ご意見・ご質問】災害発生時の要福祉避難所対象者の選定と移送方法について、全て一般避難所の地域住民が行うのか。受入れ相談窓口のようなものは無いのか。

【回答】福祉避難所への避難対象者につきましては、設置・運営マニュアルにその方の状態などの目安による判断としております。また移送につきましては、対象者の家族が行うこととなりますが、不可能である場合は市職員、若しくは受入れ施設職員が行うこととなっております。受入れ相談窓口はございませんが、同様の機能は福祉避難所運営班が担って参ります。

【ご意見・ご質問】昨年、荒川が洪水する危険があるため避難が呼びかけられましたが、移動困難者が豪雨の中指定避難所に行き着くのは無理があります。近くのマンションに一時受け入れてもらうことを可能にして欲しいです。

【回答】マンションでの受入れにつきましては、その低層部屋の住民の避難もございませうことから他の住民の受入れまで要請することは難しいことと考えます。

【ご意見・ご質問】避難協定の締結施設における運営マニュアルも必要である。具体的な事項について事前に周知、共有しておく必要がある。

【回答】今後の設置・運営マニュアルの改定時に検討してまいります。

取組方針 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動

個別方針 「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」

【ご意見・ご質問】新聞を読まない家庭も出ているので、多方面との協定が必要である。

【回答】今後の参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】戦前の隣組制度をなくしたことや、核家族の老齢化が地域の中で孤独を生んでいます。民生委員として、見守り協定からの報告はまだ受けたことがありませんが、情報は市に上がっているのでしょうか。

【回答】新聞や郵便物がポストに溜まったままになっているなど、異変について連絡を受けた際には、必要に応じて民生委員・児童委員や地域包括支援センター、管轄警察署等の関係機関と連携し安否確認を行なっているところでございます。

取組方針 (3)「権利擁護の推進」

個別方針 ①権利擁護の推進

実施取組 「成年後見制度の啓発」「成年後見制度利用支援事業の充実」

【ご意見・ご質問】現在、川口は犯罪をして刑務所出所者等の再犯防止の施策を具体化しておりませんので、今後の課題としていただければと思います。宜しくお願いいたします。

【回答】今後の参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】必要なときに必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、利用促進に係る体制整備が進められる中、福祉や司法などの関係者を含めたネットワークを地域でつくりあげる必要があり、その要となるのが、市町村が設置する「中核機関」である。

成年後見センターを受託する本市社会福祉協議会は今までのノウハウを活用し「中核機能」受託に向け努力するので、今後も協力願いたい。

【回答】中核機関設置に向け、社協と連携し進めて参ります。

【ご意見・ご質問】ボランティア団体連絡協議会が昨年12月研修で学びました。良い学びとなりました。各団体、町会等に知らしめることも良いのではないかと。

【回答】川口市成年後見センターでは制度の周知のため、市民向け講座を年6回、支援者向けセミナーを年1回、ご要望に応じて出前講座を開催しているところです。更なる制度周知のため講座開催の周知方法等を検討する際の参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】後見人には倫理的法的理解が必要なうえに、利他主義の思いやりの人間性が求められます。認定は慎重に行っていただきたい。

【回答】後見人の選任は家庭裁判所が行うため、市や中核機関に後見人を決める最終的な決定権はありませんが、受任者調整機能が中核機関に求められています。市長申立の際の候補者の推薦や市民への候補者の紹介にあたっては、ご意見はもとより制度利用者がメリットを実感できるような受任者調整に努めて参ります。

【ご意見・ご質問】今後も後見人の必要な方は増えてくると考えられますが、無償の市民後見人を期待することは難しいと思います。保佐や補助程度はケアマネが担当し、その分加算するのはどうでしょうか。

【回答】今後の成年後見制度利用促進に向け、参考とさせていただきます。

【ご意見・ご質問】市民後見人の拡充が重要であることから「養成講座」の開催を増加するとともに「修了生の活動の場」に確実につなげていく必要がある。NPO法人市民後見団体との連携強化を図ることが重要である。

【回答】市民後見人養成の拡充、それに伴う修了生の活動の場の確保については、今後も関係機関と連携を図りながら検討して参ります。

【その他のご意見・ご質問】

テレビを見ていたら引きこもりは年齢が上がるほど長期化している。アンケートでは相談者がいないとありましたので、窓口も重要だが地域での見守りが大事と感じました。